



(4) 情報公開に関する事項

- ・水道事業運営への理解や透明性の確保の観点から、ホームページ等を利用した情報公開に努めます。

(5) 広域化に関する事項

- ・水道事業は、市町村運営、独立採算が原則となっていますが、運営基盤の強化を図るための効率化という観点から、本市においても県が主導する「茨城県水道ビジョン」については柔軟に対応していきます。

(6) 組織等に関する事項

- ・小美玉市の水道を担当する部署は、全職員数9名（令和5年度）により業務、管理が一体となって事業運営の効率化を図っています。
- ・職員の意欲を向上させ、持続可能な組織を構築するため、研修会への参加など水道事業に関する技術習得、資質の向上に努め、人材の育成および専門知識や技術の継承に取り組みます。

投資・財政計画

(1) 投資財政計画の見直しについて

- ・前回の投資財政計画は、2018（平成30）年度までの実績を基に2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までを計画しましたが、今回は、2023（令和5）年度までの実績を基に見直しを行います。なお、財政計画では料金改定を反映させたものとします。
- ・経営健全化計画で当初予定していた令和4年度の料金改定は、コロナ等の社会情勢に配慮して2年後の令和6年度に改定としたことにより、計画していた収益定収入（水道料金収入等）より約2億7千万円の減となりました。また、水道施設の更新費用として計画していた資本的支出（建設改良費等）は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度で約5億5千万円の増となります。この状況は、計画よりも収入が少なく、投資は大きくなっているため厳しい水道事業経営が予測されます。そのため、経営健全化作成時に検討していた企業債の借入額の割合等を再考する必要がありますと考えます。

(2) 投資計画

- ・2025（令和7）年度から2027（令和9）年度は、直近の事業として予定しているものを投資計画とします。
- ・2028（令和10）年度以降の投資計画については、水道施設や設備及び配水管等の更新需要が増加しており、早急に対応する必要が生じるものも出てくることから、その状況に応じて臨機応変に行動可能にするため、年間事業費を5億円程度に設定します。

(3) 財政計画

1) 国庫補助金

配管については、小川地区石綿管更新事業（補助率1/2）について補助金を見込みます。その他の事業については情報収集に努めます。

2) 企業債

事業費の80%を借入として、償還期間30年（内5年間元金償還据置）、年利率2.0%とします。

3) 内部留保資金

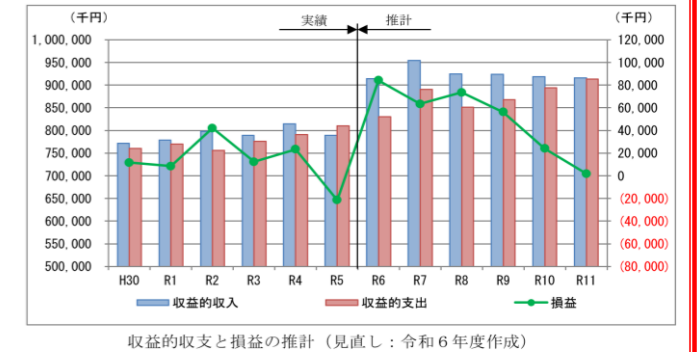
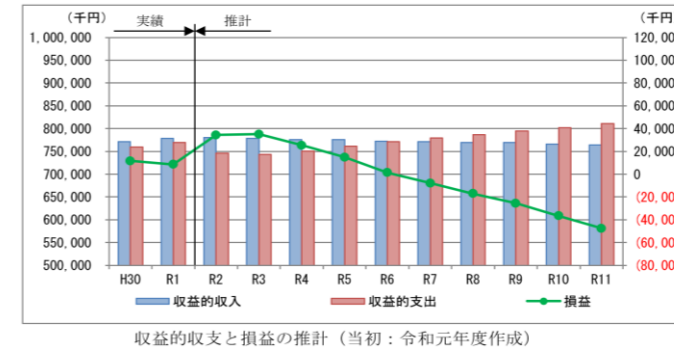
水道事業を安定して運営するため、企業債償還金程度の3～3.5億円を確保とします。また、給水収益と同額程度を目標とします。

4) 給水収益

安定した水道水を供給するためには、水道事業を健全に経営するとともに継続に必要な財源の確保が求められます。このことを実現するため、令和6年5月に水道料金を改定し、本年度からの給水収益が増加する見込みとなりました。

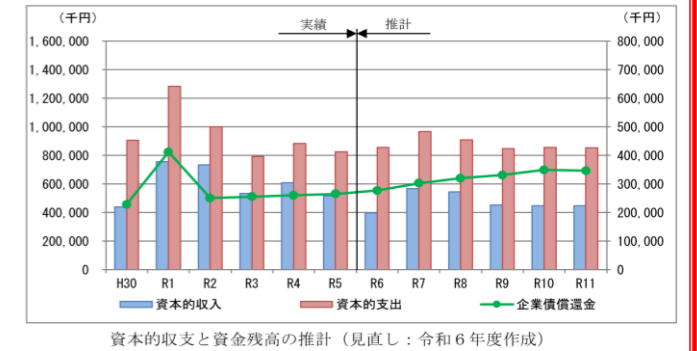
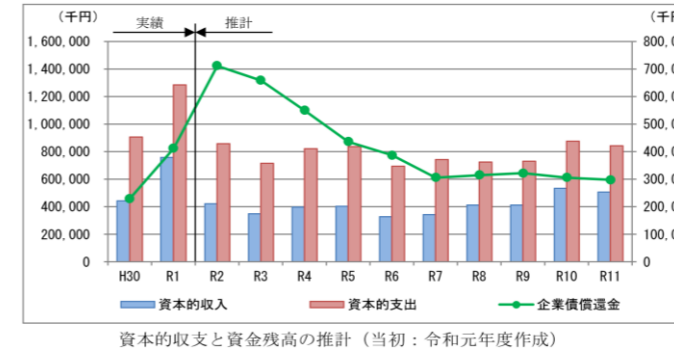
5) 収益的収支

令和元年度作成の経営戦略では、令和7年度に収支がマイナスになると推計していましたが、実際には令和5年度にマイナスになっています。また、経営健全化計画で令和4年度に予定した料金改定は、令和6年度になり収益的収入は増加していますが、物価の上昇等により収益的支出も増加傾向にあり、収支としては減少傾向になります。



6) 資本的収支

令和元年度作成の経営戦略では、財源不足の懸念から資本的支出（投資）を抑える計画でしたが、実際は水道施設の更新需要により増加しています。また、資本的収入も増加していますが、更新需要に加えて人件費と物価の上昇による投資の増加は避けられないと予想される状況にはありますが、今後の経済状況に留意しつつ、様々な情報収集に努めて反映させていきます。



7) 企業債

令和元年度作成の経営戦略では、過去の投資により企業債残高は50億前後を推移していくと予想されていましたが、見直しによると57億前後を推移していくと考えられます。

企業債償還金は、同じような勾配線となりますが、見直しにより多少の増加がみられます。また、資金残高は令和11年度までは8億円前後を推移すると予想されます。

